

# みやこ町3商工会合併協議会 会報

発行者：みやこ町3商工会合併協議会

事務局：豊津町商工会（みやこ町豊津1108 tel33-2086）

## 第2回合併協議会協議事項

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1. 会員の資格に関する事   | 4. 総代の選出方法に関する事 |
| 2. 総会・総代会に関する事  | 5. 役員の数に関する事    |
| 3. 総代数及び任期に関する事 | 6. 役員の選出方法に関する事 |

### 協議概要

#### 1. 会員の資格に関する事

会員の資格については、県連モデル定款を準用（賛助会員制度あり）することが承認されました。

#### 2. 総会・総代会に関する事

総会・総代会については、総代会制を選択することが承認されました。

#### 3. 総代数及び任期に関する事

総代数及び任期については、総代数100名、任期3年とすることが承認されました。

#### 4. 総代の選出方法に関する事

総代の選出方法については、各地区に属する会員のうちから、その地区に属する会員によって選挙をすることが承認されました。（地区及び各地区において選挙すべき総代の数は以下のとおり）

豊津地区34名 勝山地区33名 犀川地区33名

#### 5. 役員の定数に関する事

役員の定数については、総数22名（会長1名、副会長2名、理事17名、監事2名）とすることが承認されました。

#### 6. 役員の選出方法に関する事

役員の選出方法については、県連モデル定款・運営規約・役員選任規程に準拠することが承認されました。



# 第3回合併協議会協議事項

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 1. 部会の設置に関する事  | 4. 受託事業・事務代行の取扱に関する事    |
| 2. 各種委員会に関する事  | 5. 各種共済事業の取扱に関する事       |
| 3. 商工会の事業に関する事 | 6. 地域振興事業及び地域固有の事業に関する事 |

## 協議概要

### 1. 部会の設置に関する事

部会の設置については、商業部会、工業部会を設置することができるものとして、当面は商業委員会、工業委員会を組織してこれを母体に活動することが承認されました。

### 2. 各種委員会に関する事

各種委員会については、総務委員会、共済委員会、広報委員会、商業委員会、工業委員会の5委員会を設置することが承認されました。

### 3. 商工会の事業に関する事

商工会の事業については、輸出品の原産地証明と外国人研修生の受入事業を除いた県連モデル定款の事業を引き継ぐことが承認されました。

### 4. 受託事業・事務代行の取扱に関する事

受託事業・事務代行の取扱については、労働保険事務組合、税務相談所、ごみ袋受託業務、みやこ町総合観光案内所、育徳寮調理管理運営の5つとすることが承認されました。

### 5. 各種共済事業の取扱に関する事

各種共済事業の取扱については、合併後も引き継いでいくことが承認されました。

### 6. 地域振興事業及び地域固有の事業に関する事

地域振興事業及び地域固有の事業については、現在行っている事業を全て引き継ぐものとし、豊津の特産品振興会と犀川の平成筑豊鉄道を育てる会を引き継いでいくことが承認されました。

### その他（次回協議会の予定について）

加入金、会費、手数料・使用料、財産の取扱の4項目について、11月に専門部会で協議したのち12月の合併協議会に上程予定、また平成20年1月に合併基本協定締結式の開催を提案し承認されました。



# 合併協議会視察研修を実施しました

8月27日、みやこ町3商工会合併協議会は、商工会合併の動きが進む大分県商工会連合会の視察研修を実施しました。当日は大分県連会長で現全国商工会連合会会長の清家会長も出席して説明がありました。

大分県は、行政合併が進んでいて（平成18年4月時点では県下18行政）、それに合わせるように商工会数が合併で最終的に46→16へいくとのことでした。



商工会合併にあたり、県連として、『会員サービス充実するための合併』との方針のもと、以下のような事業を展開しているとのことでした

1. 夜7時まで窓口対応
2. ワン・アワー・デリバリー対応  
1時間以内に訪問できる体制
3. 定期巡回訪問
4. バーチャル法律相談  
I Tを使ったテレビ電話相談
5. ネットショップ支援 等

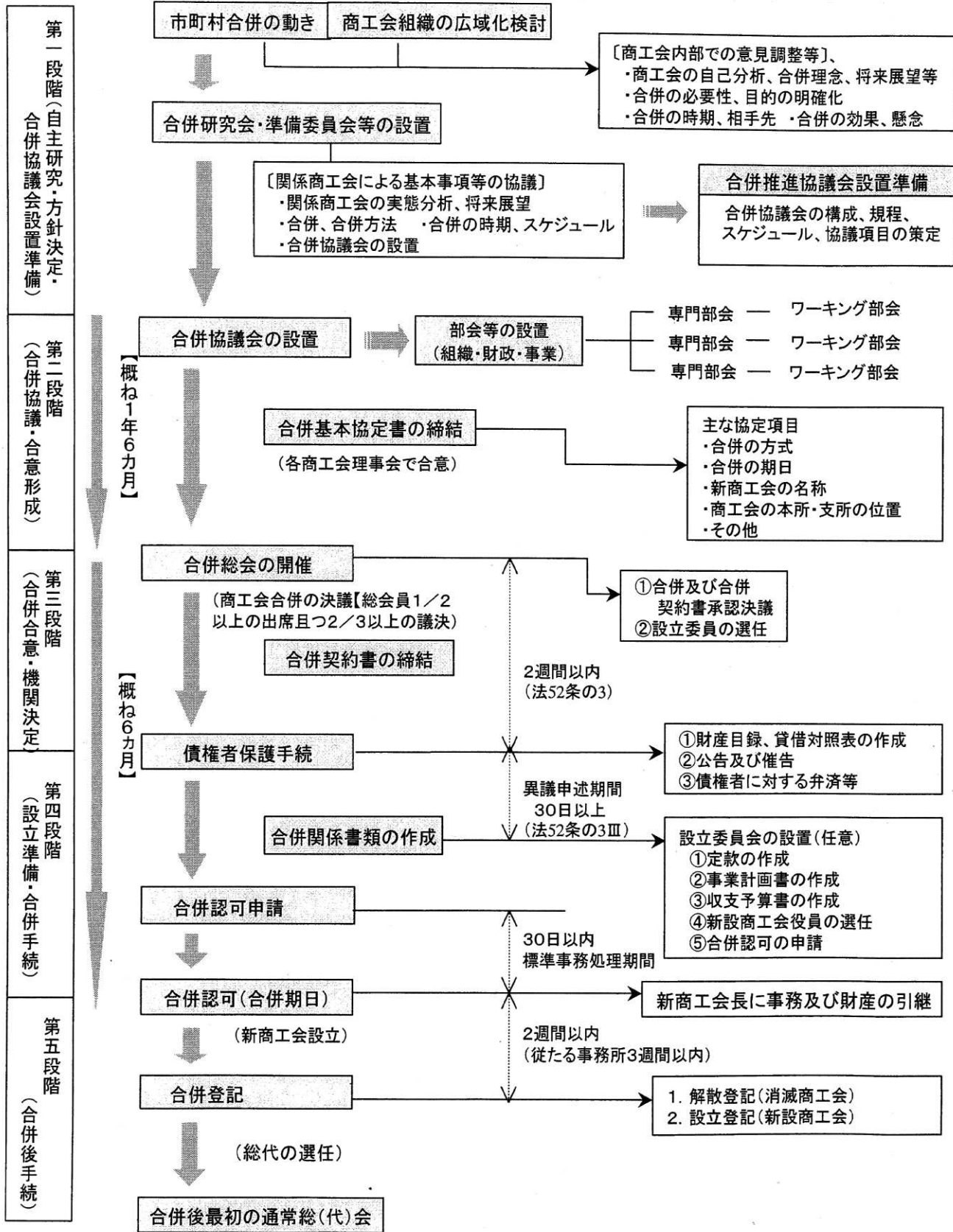
大分県と福岡県の行政合併の状況や商工会に対しての行政の考え方等の違い等はありませんが、まさに商工会の生き残りをかけて（決して上げさではなく）取組可能なことからスピーディに対応していることを参加委員は感じたのではないのでしょうか。

今後の実りあるみやこ町3商工会合併協議会へ非常に参考となった研修会となったようでした。





# 商工会合併手続の流れ



※上記の流れで、合併基本協定と合併契約については、合併協議会の設置及び合併総会の後となっているが、前でも法的影響はありません。